

ばんせいえんふくし さーびす じぎょうしよじゅうようじこうせつめいしよ
万世園福祉サービス事業所重要事項説明書

きょうせいがたせいかつかいご
(共生型生活介護)

あなたに対する共生型生活介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明するべき内容は以下の通りです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 米沢栄光の里
所在地	米沢市万世町梓山5494-1 しょうがい者支援施設松風園内
電話番号	0238-29-0310
代表者氏名	理事長 菅野 智幸
設立年月日	しょうわ ねん がつ 昭和44年9月

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	共生型生活介護 へいせい ねん がつ ひ 平成30年10月 1日
事業所名称 事業所番号	ばんせいえんふくし じぎょうしよ 万世園福祉サービス事業所 (0610200081)
事業所所在地	よねざわしばんせいちょううしもり4172ばんち5 米沢市万世町牛森4172番地5
連絡先	でんわばんごう 電話番号：0238-28-1480 F A X：0238-28-1458
実施地域	よねざわし なんようし たかはたまち かわにしまち 米沢市、南陽市、高畠町、川西町

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>社会福祉法人米沢栄光の里が設置する万世園福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共生型生活介護（以下「指定共生型生活介護」という。）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共生型生活介護、（以下「指定共生型生活介護」という。）の円滑な運営管理を旨るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定共生型生活介護等の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に關する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>② 指定共生型生活介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定共生型生活介護等の提供ができるよう努めるものとします。</p> <p>③ 指定共生型生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p>

	<p>④ 前三項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共生型生活介護等を実施するものとします。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、お盆、年末年始を除く。
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 TEL 28-1480 28-1455
利用時間	午前9時20分から午後4時30分まで

(4) 事業所の職員体制

職 種	人員数 及び 勤務 形態	職 務 の 内 容
所 長 (管理者)	1名 (常 勤 兼 務)	事業所の一元的管理を行います
生 活 相 談 員	1名以上 (常 勤 兼 務)	利用者及び家族からの相談に応じるとともに、利用申し込みに係る調整、利用者の生活介護計画等の作成、介護の提供に関すること。
介 護 員	4名以上 (常 勤 兼 務)	利用者の入浴介助等の日常生活上必要な介護に関すること。健康管理や療養上の世話をを行います。
看 護 職 員	1名以上 (常 勤 兼 務)	利用者の健康管理及び心身状態の把握に関すること。
機 能 訓 練 指 導 員	1名	心身の状況に応じた機能訓練を行います

事 務 員 <small>じ む いん</small>	1名以上 <small>めいいじょう</small> (常勤兼務) <small>じょうきんけんむ</small>	会計庶務一般に関するを行います <small>かいけいしよむいっぱん かん する おこな</small>
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

3. サービスの主たる対象者について (該当する障害種別を記入)

生活介護 <small>せい かつ かい ご</small>	身体障害者、知的障害者(18歳未満の者を除く) <small>しんたいしやうがいしや ちてきしやうがいしや</small>
-----------------------------------	------------------------------------------------------------------

4. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

(ア) 送迎

ご利用日に身体の状態に応じ、リフトバス等にご乗車いただき、自宅より
 快適に送迎させていただきます。(尚 送迎順路等で多少の時間差が生じる
 場合があります)

(イ) 健康チェック

看護職員が血圧測定、脈拍、検温、体重等の健康チェックを行います。

(ウ) 入浴

職員が介助して、広い浴槽でゆっくり入浴していただきます。また、身体の
 不自由な方には、特殊浴槽装置等により快適に入浴していただきます。

(エ) 食事

管理栄養士が皆様の健康を考え、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラ
 エティに富んだ食事を提供し、ゆっくり会食していただきます。

(オ) 日常動作訓練

趣味並びにレクリエーション等により、楽しみながら心身の健康維持、機能
 低下防止を行います。

(カ) 生活相談

日常生活の上で、困っていること、悩んでいることなどありましたら、お気軽にご相談ください。

(キ) 休息

心身の休養のため、ベッドにてゆっくり休んでいただきます。

(ク) 排泄

皆様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても真心のこもった援助を行います。

(ケ) その他

ご利用の皆様の生活を実りあるものとするため、四季折々の行事を取り入れ楽しんでいただきます。

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

(ア) 医療行為

(イ) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

(ウ) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

(エ) 利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

(オ) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

(カ) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

(キ) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

(ク) 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分を事業者にお支払いいただきます。

(ア) 共生型生活介護利用料

区分	利用料	負担上限額
共生型生活介護	6,980円	698円
食費(おやつ代含む)	実費	700円

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えた事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、個別支援計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、個別支援計画等の見直しを行います。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

5. 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)口座振替（翌月27日）

(イ)現金支払い

(ウ)事業所指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、領収書を発行し送付します。

6. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画等の変更等

生活介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) せいねんこうけんせいど りよう しえん
成年後見制度の利用を支援します。
- (3) くじようかいけつたいせい せいび
苦情解決体制を整備しています。
- (4) じゆうぎようしや たい ぎやくたい ぼうし けいほつ ふきゆう けんしゆう じっし
従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8. しんたいこうそく 身体拘束について

しんたいこうそくとう てきせい か はか つぎ かか ひつよう そち こう
身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) しんたいこうそくとう てきせい か ししん せいび
身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (2) りようしやまた た りようしやとう せいめいまた からだ ほご きんきゆう え ばあい
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合
のぞ しんたいきこうそくとう おこな
を除き、身体的拘束等は行いません。
- (3) きんきゆう え しんたいこうそくとう おこな ばあい ほうほうおよ じかん さいり
緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その方法及び時間、その際の利
ようしや しんしん じようきようおよ きんきゆう え りゆう たひつよう じこう きろく
用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (4) しんたいこうそくとう てきせい か はか たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさい
身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的に開催するとと
もに、その結果について、じゆうぎようしや しゅうちてつてい はか
従業者に周知徹底を図ります。
- (5) しんたいこうそくとう てきせい か はか けんしゆう ていきてき じっし
身体拘束等の適正化を図るために、研修を定期的実施します。

9. えいせいかんりとう 衛生管理等

じぎょうしよ かんせんしよ ほうせい また えん つぎ かか そち こう
事業所において感染症の発生、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) じぎょうしよ かんせんしよ よぼうおよ えんぼうし ししん せいび
事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備しています。
- (2) かんせんしよ よぼうおよ えんぼうし たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさい
感染症の予防及びびまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催す
るとともに、その結果について じゆうぎようしや しゅうちてつてい はか
従業者に周知徹底します。
- (3) じゆうぎようしや たい かんせんしよ よぼうおよ えんぼうし けんしゆうおよ くんれん ていきてき
従業者に対し、感染症の予防及びびまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施します。

10. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生した場合でも、利用者に対する介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 秘密の保持と個人情報保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			

主治医	(氏名)	電話番号	—	—
-----	------	------	---	---

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名:	続柄:
	所在地:	
	電話番号:	— —

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	舟山病院	診療科	内科、外科、整形外科
所在地	山形県米沢市駅前2丁目4番8号		
代表者	鬼満 圭一	電話番号	0238-23-4435

1.3. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険（株）
- (2) 損害保険の種類 介護社会福祉施設賠償特約
- (3) 損害保険の内容

①対人賠償 1億円

②対物賠償 1,000万円

14. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

<p>受付窓口 受付窓口</p>	<p>窓口担当者：庶務課長兼居宅支援課長 松村 勇 介護課長 佐藤 弥生 苦情解決責任者：所長 高橋 真由美 受付日：月曜日から土曜日。ただし、お盆、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間：午前9時から午後5時 電話番号：0238-28-1480 FAX番号：0238-28-1458</p>
<p>第三者委員</p>	<p>堤 全 隆：電話番号 0238-28-4052 今成 幸裕：電話番号 0238-23-0390 清野 利洋：電話番号 090-9632-6938</p>

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

<p>米沢市役所 福祉課</p>	<p>所在地：米沢市金池5丁目2番25号 受付日：月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間：午前9時から午後5時 電話番号：0238-22-5111</p>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

山形県福祉サー ビス運営適正化 委員会	所在地：山形市小白川二丁目3番31号
	受付日：月曜日から金曜日
	受付時間：午前9時から午後5時
	電話番号：023-626-1755 FAX番号：023-626-1770

令和 年 月 日

指定共生型生活介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の
説明を行ないました。

事業所名称： 万世園福祉サービス事業所

説明者名： 生活相談員

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要
事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： _____

利用者氏名： _____

家族(代理人)住所： _____

(代筆者)

家族(代理人)氏名： _____

(代筆者)

続 く が 柄： _____

※なお、^{りようしゃ}利用者が、^{しんしん}心身の^{じょうきょう}状況により^{しよめい}署名できない場合は、^{ばあい}代筆者が^{だいひつしゃ}記名し
^{だいひつしゃめい}代筆者名を^{しよめい}署名する。